

## 「川越市要介護高齢者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に対する意見の概要及び意見に対する市の考え方

「川越市要介護高齢者等手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（案）」につきまして、ご意見を募集したところ、1名の方から1件のご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。

提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

### 【意見の概要】

グループホームは、地域密着型として特養などとは分けられており、在宅に近い形ではないかと思う。グループホーム入居者についても、もうしばらく、要介護高齢者等手当支給を続けて、本人も家族も支えて頂いているという、安心感と支えを残して頂きたい。

### 【意見に対する市の考え方】

介護保険ではグループホームや介護付き有料老人ホームは居宅サービスとして位置づけられております。したがって本事業においても在宅とみなし手当を支給しておりました。しかしながら、施設サービスと特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）と認知症対応型共同生活介護（グループホームの介護保険給付額にはあまり差がなく、施設サービスと同様に介護サービスが提供されており、在宅の方と同様に手当を支給することは、在宅の方を支援するという本事業の目的にそぐわないため、支給対象者から除くことといたしました。ご理解いただきますようお願いいたします。